

(案)

12原委 第189号
平成12年9月22日

通商産業大臣 殿

原子力委員会委員長

特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画について

平成12年9月13日付け平成12・09・13資第2号をもって、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成12年法律第117号）第4条第3項の規定に基づき意見を求められた標記の件については妥当なものと認める。平成12年9月13日付け平成12・09・13資第1号をもって、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成12年法律第117号）第3条第3項の規定に基づき意見を求められた標記の件については妥当なものと認める。